

# 平成 28 年度 第 7 回

## 愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 28 年 10 月 25 日 (火) 16 時 00 分～17 時 00 分					
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員  <u>24 名</u>  欠席委員  <u>3 名</u>	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	15	太田 憲男	出
	2	畑田 藤志郎	出	16	土居 尚行	出
	3	岡添 薫代	欠	17	倉田 健二	出
	4	松本 隆	出	18	河野 仁	出
	5	増崎 淳子	出	19	大黒 富与	出
	6	宮本 俊三	出	20	山平 重治郎	出
	7	上田 來喜	出	21	西崎 梅一	出
	8	佐藤 恵子	出	22	埜下 浩孝	欠
	9	山口 深	出	23	船平 晃	出
	10	山本 哲也	出	24	赤松 作男	出
	11	和泉 壽男	出	25	山田 聡	出
	12	西口 孝	出	26	藤井 吟一郎	欠
	13	門田 茂	出	27	谷口 八千代	出
	14	山本 洋文	出			
議事録署名人	11	和泉 壽男		12	西口 孝	
職務のため総会に 出席した者の氏名	課長 補佐	松本 仁志				
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第4号 非農地証明交付申請の承認について 議案第5号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第6号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

## 平成 28 年度第 7 回愛南町定例農業委員会次第

議長(会長)	只今から平成 28 年度愛南町農業委員会第 7 回定例総会を開会致します。
会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。西崎会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 27 名中 24 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第一、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、11 番、和泉 壽男委員と 12 番、西口 孝委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第二、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認くださいようお願い致します。</p> <p>受付番号 17 番、広見 826 番でございます。地目・面積は田・365 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 140.4a でございます。</p> <p>受付番号 18 番、城辺甲 3578 番外 3 筆でございます。地目・面積は田・2780 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 27.6a でございます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請書等また現地確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。17 番お願い致します。
委員	場所是一本松広見の第三集会所の近くになります。譲渡人の自宅から距離があり、譲受人に管理を委託していて、譲受人が稲を作っている。隣の田も譲受人の田で、家の真向いになっているので購入するという話となり、申請されました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご

	意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に18番お願い致します。
委員	場所は石手地区の〇〇豊店と愛南町青果市場の中間くらいになります。譲渡人の祖父と譲受人の祖母が兄妹の関係です。譲受人は、土建業をされていて、トラクター・コンバイン・田植機も持っており、自分の田で米作りもしています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号5番、柏1607番3、地目・面積は畑・588㎡でございます。転用目的は農家住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>申請につきましては担当農業委員さんより調査書も提出頂いております。</p>

	<p>以上1件でございます。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。5番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、柏小学校から少し奥へ上がった川の右です。自宅が高速道路に買収されることになりましたので、家から少し下った所に家を建てたいと申請がありました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 15 番、広見 3213 番 1、地目・面積は田・252 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で第1種農地と判断されますがこの農地は例外的に許可することができる農地です。</p> <p>受付番号 16 番、脇本 644 番、地目・面積は田・1,693 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>申請につきましては担当農業委員さんより調査書も提出頂いております。</p> <p>以上 2 件でございます。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。15番お願い致します。</p>
委員	<p>国道56号の農協のスタンドを左に曲がり300mくらい入った所です。周辺に住宅もありますし、周辺の農家に悪い影響を与える心配もございません。片島から津波の心配のない一本松に家を建てたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に16番お願い致します。</p>
事務局	<p>今日は、岡添委員欠席です。説明は先程の通りです。事務局の方で10月18日に現地を確認してきました。場所は、脇本の中でも、宿毛市との境界にほとんど近いようなところ。宿毛城辺線から50m程山側に上った所です。申請地の周辺は建物や樹木があまりなくて申請人からすると、発電事業に十分な日射量があるということで、この土地を選定されたようです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>脇本の地形からいうと、目の前にある家の方にパネルを建てると思うのですが、反射の影響とか、いろいろ問題になっていることもあるのですが、周辺の家にそういう面の同意は取っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>その辺につきましては、環境衛生課の方へ周辺住民の同意も含めた申請書の様式を備えたものを出していただく予定にはなっております。</p>

議長(会長)	<p>農業委員会でGOサインを出して、環境衛生課でNOといった場合は、宙に浮いてしまう。地元の同意も区長さんの同意もまだ出ていないようなのですが、いかがでしょうか。それが出てからでもいいんじゃないかと思うのですが、これは、農業委員会の判断としては、一旦保留とし、継続審議ということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>この件はそれで処理したいと思います。</p>
議長(会長)	<p>次に議案第4号、非農地証明交付申請の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、非農地証明交付申請の承認について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号1号、増田4243番、地目・面積は畑・1348㎡でございます。</p> <p>非農地の事由につきまして、昭和27年10月21日以降農地であった土地のうち、耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情によって20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、雑木が繁茂した土地で、農地への復旧が著しく困難であるためでございます。</p> <p>以上1件でございます。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。</p>
委員	<p>現地は、畑としては平たい畑で決して不便なところではございませんが、自宅から所有者が通うのはかなり距離のあるところ。そして、見たかぎりの木ですが60年ほど前から放置されたようです。私の眼でも、40年のはるかに越した木が立っております。荒いような状態で竹も生えていて、今すぐには耕作もできないような状態です。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第 5 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第 5 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 2 番、増田 1634 番外 1 筆、地目・面積は畑・1,029 m<sup>2</sup>でございます。調査年月日は平成 27 年 11 月 12 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地、荒廃農地調査分類はB分類でございます。場所は、増田の若宮神社付近の広域農道の交差点から正木方面へ 100mほど進んだあたりでございます。</p> <p>平成 28 年 10 月 18 日に現地確認に行きました。航空写真を見て頂いたらお分かりとは思いますが、状況といたしましては、山林になっておりました。隣接する土地も現状は雑木等が生長しており、農地としての復旧は困難であるかと思われまます。</p> <p>以上 1 件でございます。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第 6 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案第 6 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 171 番は再設定で、御荘長月 1102 番外 2 筆、地目・面積は畑・3,293 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 172 番は再設定で、御荘菊川 1220 番外 10 筆、地目・面積は田 1 筆・550 m<sup>2</sup>、畑 10 筆・7,858 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 173 番は再設定で、増田 2183 番 1、地目・面積は畑・177 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 174 番は新規で、御荘平城 4123 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,922 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 175 番は新規で、広見 1456 番 1 地目・面積は田・3,507 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 7 年でございます。</p> <p>以上いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>審議に先立ちまして、174 番の案件ですが、私が議案当事者ですので、この先席を外させていただきます。この後は、職務代理者に進行していただきたいと思ひます。</p> <p>(会長退出)</p>
委員(議長代理)	<p>174 番について、ご審議願ひたいと思ひます。どなたかご意見、ご質疑ありましたら願ひ致します。</p>
委員(議長代理)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
委員(議長代理)	<p>174 番はご異議ないものと認め、申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>(会長入室)</p>

議長(会長)	その他の分について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 西 崎 梅 一

議事録署名人

議事録署名人